

京都府地域福祉支援計画(中間案)



目次

第1章	計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	計画改定の趣旨	1
2	計画期間	1
3	計画の進捗管理	1
第2章	地域福祉を取り巻く環境と課題・・・・・・・・	2
1	人口構造の変化	2
2	各福祉分野の現状と課題	3
3	地域福祉の担い手の状況	9
第3章	地域福祉を進める上での基本理念及び取組の方向性・・	10
1	基本理念	10
2	取組の方向性	10
第4章	府の取組方向・・・・・・・・・・・・・・・・	11
①	地域において包括的に相談・支援できる仕組みの推進	12
1	地域福祉を推進するための基盤の整備	12
2	地域のリーダーとなる人材の配置と育成	14
3	地域における包括的な相談・支援体制の構築	14
②	地域で支え合うための人材	15
1	地域活動を担う人材の連携	15
2	地域福祉の推進役の確保	16
3	積極的な広報啓発と福祉教育の充実	19
③	様々な地域福祉課題に対する取組	20
1	専門機関との連携による課題の解決	20
2	制度の狭間に対する支援	21
3	生活を支援する取組	22

4	人にやさしいまちづくり	24
1	施設等の環境整備	24
2	ともに支え合うやさしい心のつながりづくり	24
3	安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり	25
5	災害時にも強い地域福祉	26
1	いち早い日常生活の復旧に向けた 災害ボランティアセンターの充実	26
2	安心して避難し、避難所で過ごせる仕組みづくり	27
第5章	市町村地域福祉計画ガイドライン・・・・・・・・・・	28
1	地域福祉計画に盛り込むべき事項	28
2	地域福祉計画策定の体制と過程（策定の方法・手順）	30
3	地域福祉計画を策定する上でのその他の留意事項	33

資料編（省略）

- 京都府社会福審議会地域福祉専門分科会委員名簿
- 用語解説

第1章 計画の概要

1 計画改定の趣旨

地域福祉支援計画は、市町村において策定される地域福祉計画の達成に資するために必要な広域的な施策や事業の実施を図るため策定する計画として、社会福祉法第108条に規定されています。

平成30年度の社会福祉法改正では、近年多様化する地域課題に対応するべく、「支え手」と「受け手」の垣根を越えて、地域住民が支え合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉支援計画に、各福祉分野に共通して取り組むべき事項及び市町村の包括的な支援体制整備の支援を盛り込むこととされました。

京都府では、平成15年度に第1次地域福祉支援計画を策定、平成25年度の改定を経て、現在に至っています。前回の改定から、医療介護総合確保推進法、障害者総合支援法、生活困窮者自立支援法、母子保健法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）、部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）等が制定・改正されるなど、基本的人権を守る法律の整備が行われました。

府においても「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」や「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例（聞こえの共生社会づくり条例）」、「京都府少子化対策条例」及び「京都府自殺対策に関する条例」など地域福祉を具体化する条例が制定されています。

現行の京都府地域福祉支援計画の計画期間が、平成30年度で満了することに伴い、社会福祉法をはじめとする各法令の制定・改正及び現在の社会の状況を踏まえ、現行の計画をより一層の実効性を持った計画とするため、本支援計画を改定するものです。

2 計画期間

計画期間は2019（平成31）年度から2023年度までの5年間とします。

3 計画の進捗管理

本計画に記載した事項については、基本的にPlan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のサイクルに沿って実施します。

また、計画期間中であっても、他の福祉に関する個別計画の改訂等に合わせて、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 地域福祉を取り巻く現況と課題

地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化の影響や都市化による地域住民のつながりが希薄化するとともに、複数の課題が組み合わさって、課題を複雑化している事例が多数見られます。

本章では、地域福祉を取り巻く環境及び課題について、人口構成の変化、各福祉分野の現状と課題、地域福祉の担い手の状況の3点から考察します。

1 人口構成の変化

本府の総人口は、2015（平成27）年時点で約261万人でしたが、今後、一部の開発が進む地域を除き、減少傾向が続くと予測されています。

高齢者人口は、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる2025年以降、後期高齢者や認知症高齢者の更なる増加が見込まれ、また、長期的に見ると、2045年には高齢化率が37.8%に達する見通しです。

一方で、年少人口については人口に占める割合は緩やかに減少し続け、実数は2045年までに、約10万人減少、15～64歳の生産年齢人口についても、約37万人減少することが見込まれています。

京都府の将来推計人口

(単位：人)

年	2015年 (H27)	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
総数	2,610,353	2,573,772	2,509,875	2,430,849	2,338,843	2,238,226	2,136,807
0～14歳	315,555 12.1%	296,261 11.5%	273,718 10.9%	255,327 10.5%	238,908 10.2%	227,606 10.2%	215,872 10.1%
15～64歳	1,575,849 60.4%	1,518,762 59.0%	1,474,453 58.7%	1,409,564 58.0%	1,322,507 56.5%	1,203,061 53.8%	1,113,454 52.1%
65歳以上	718,949 27.5%	758,749 29.5%	761,704 30.3%	765,958 31.5%	777,428 33.2%	807,559 36.1%	807,481 37.8%
65～74歳	381,527 14.6%	359,143 14.0%	285,376 11.4%	278,170 11.4%	307,860 13.2%	347,577 15.5%	337,218 15.8%
75歳以上	337,422 12.9%	399,606 15.5%	476,328 19.0%	487,788 20.1%	469,568 20.1%	459,982 20.6%	470,263 22.0%

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」より

また、2017（平成29）年の出生数は18,521人で、2011（平成25）年から約1,500人の減少となっています。合計特殊出生率についても、依然として、全国数値を下回っています。

少子化の状況

(単位：人)

	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H25 (2011)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
合計特殊出生率	1.28 (1.36)	1.18 (1.26)	1.28 (1.39)	1.26 (1.43)	1.24 (1.42)	1.35 (1.45)	1.34 (1.44)	1.31 (1.43)
出生数	23,997	21,560	21,234	20,106	19,583	19,644	19,327	18,521

※括弧内は全国数値

【課題】

支援が必要な高齢者が増加すると見込まれる一方で、支え手となる生産年齢人口が減少傾向にあることから、地域での支援を行う担い手を幅広く確保することが必要です。

また、担い手の確保に向け、これまで支援を受ける側であった高齢者も「支え手」として活躍できる環境の整備が重要です。

2 各福祉分野の現状と課題

地域において支援が必要となる高齢者、障害者、子ども及び生活困窮者は、増加傾向にあります。また、同時に複数の課題を抱えた世帯の存在が顕在化しており、個人ではなく世帯単位での支援のあり方を検討する必要が出てきています。

(1) 高齢者の状況と課題

・要介護認定者数の増加

いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる2025年以降、高齢者世帯の増加とともに高齢者単身世帯や認知症高齢者、要介護認定者のさらなる増加が見込まれます。

要介護（要支援）認定者数の状況（京都） （単位：人）

		H25年3月末	H26年3月末	H27年3月末	H28年3月末	H29年3月末
要支援	1	15,219 (12.1%)	16,392 (12.4%)	17,254 (12.6%)	18,096 (12.8%)	18,274 (12.6%)
	2	18,469 (14.6%)	19,817 (15.0%)	21,026 (15.3%)	21,712 (15.3%)	22,166 (15.3%)
要介護	1	20,857 (16.5%)	22,131 (16.7%)	22,964 (16.7%)	24,338 (17.2%)	25,236 (17.4%)
	2	24,735 (19.6%)	25,874 (19.6%)	27,203 (19.8%)	27,920 (19.7%)	29,204 (20.1%)
	3	18,399 (14.6%)	19,344 (14.6%)	19,793 (14.4%)	20,356 (14.4%)	20,944 (14.4%)
	4	15,163 (12.0%)	15,612 (11.8%)	15,850 (11.6%)	16,037 (11.3%)	16,325 (11.3%)
	5	13,255 (10.5%)	13,126 (9.9%)	13,112 (9.6%)	13,036 (9.2%)	12,902 (8.9%)
計		126,097	132,296	137,202	141,495	145,051
認定率		19.0%	19.2%	19.3%	19.5%	19.7%

注1：数値は厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告年報」による

注2：ただし、平成29年3月末の数値は京都府調査による

圏域別の要介護（要支援）認定者数の状況（京都府）

（単位：人）

	合 計						
	(対前年伸率)	丹後	中丹	南丹	京都・乙訓	山城北	山城南
H25年3月末	126,097 (105.9%)	7,014 (105.4%)	11,921 (106.2%)	6,584 (104.8%)	78,311 (106.2%)	18,138 (105.1%)	4,129 (106.4%)
H26年3月末	132,296 (104.9%)	7,218 (102.9%)	12,133 (101.8%)	6,971 (105.9%)	82,487 (105.3%)	19,122 (105.4%)	4,365 (105.7%)
H27年3月末	137,202 (103.7%)	7,385 (102.3%)	12,277 (101.2%)	7,200 (103.3%)	85,953 (104.2%)	19,781 (103.4%)	4,606 (105.5%)
H28年3月末	141,495 (103.1%)	7,574 (102.6%)	12,237 (99.7%)	7,423 (103.1%)	89,181 (103.8%)	20,339 (102.8%)	4,741 (102.9%)
H29年3月末	145,051 (102.5%)	7,555 (99.7%)	12,163 (99.4%)	7,389 (99.5%)	91,971 (103.1%)	21,102 (103.8%)	4,871 (102.7%)

注：数値は京都府調査による

総世帯数と高齢単身世帯の推移(京都府)

(単位：世帯)

年	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015
総世帯数 (一般世帯)	857,424	893,733	958,252	1,015,468	1,063,907	1,120,440	1,151,422
うち高齢 単身世帯	32,948	43,416	56,497	76,105	92,218	110,366	136,531
構成比	3.8%	4.9%	5.9%	7.5%	8.7%	9.9%	11.9%

出典：国勢調査

・認知症高齢者の増加

認知症高齢者数の推計は2015（平成27）年で府内約10.5万人となっており、今後も高齢化の進展とともに増加する見込みです。

認知症高齢者数の推計

(単位：万人)

	2012 (平成24)年	2015 (平成27)年	2020年	2025年
認知症高齢者数(全 国)	462	525	631	730
認知症高齢者数(京都府)	9.6	10.5	13.6	16.0
うち日常生活自立度Ⅱ以上	6.4	7.2	8.7	9.9

注1：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業九州大学二宮教授）の推計及び厚生労働省作成資料をもとに、京都府の高齢者数にあてはめて推計。

注2：日常生活自立度Ⅱ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態。

【課題】

増加する地域の一人暮らし高齢者や認知症高齢者など配慮が必要な方々に対する見守り活動や生活支援を進めることが求められます。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、状態・状況に応じて、多様な居場所や生活支援等の体制構築が必要です。

(2) 障害者の状況と課題

・障害者手帳取得数

身体障害者手帳の取得数は、ほぼ横ばいとなっていますが、知的障害者及び精神障害者手帳取得者数は、それぞれ約2割増加しています。

また、身体障害者の障害別では、肢体不自由が5割以上を占めます。

障害者手帳取得者数

(単位：人)

	平成24年度末	平成29年度末	増加率
身体障害者	145,127	143,829	- 0.9%
知的障害者	22,284	26,977	+21.1%
精神障害者	17,458	20,789	+19.1%
合 計	184,869	191,595	+ 3.6%

出典：府障害者支援課

身体障害者の障害別（29年度末）

肢体不自由	52.0%
内部障害	31.3%
聴覚・言語等障害	9.8%
視覚障害	6.9%
	100.0%

【課題】

「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害者が地域で就労できる場所や安心して出かけられるような言語表記を含めた環境整備など、地域でともに支え合う仕組みが求められています。

(3) こどもを取り巻く状況

・児童虐待対応件数の増加

児童虐待の周知が図られてきたこと、心理的虐待の増加により、相談件数は年々増加しています。

年度	25	26	27	28	29
府内3児相計 (前年度比%)	964 (131.7)	1,121 (116.3)	1,120 (99.9)	1,502 (134.1)	1,663 (110.7)

出典：府家庭支援課

【課題】

地域による見守りを充実させるとともに、地域と専門機関である児童相談所、市町村、警察等の関係機関が連携協力できる体制を整え、児童虐待を未然に防ぎ、早期発見、迅速な対応をすることが必要です。

・子どもの貧困

子どもの貧困については、相対的貧困率は、平成27年の貧困率は前回調査時点（平成24年）に比べ減少しましたが、過去の推移を見ると、子どもの相対的貧困率は増加傾向にあります。

また、子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の貧困率は50%を超えており、特にひとり親家庭の経済状況が厳しいことが見て取れます。

貧困率の年次推移

(単位：%)

	S60	63	H3	6	9	12	15	18	21	24	27
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」(H28)

注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2) 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。

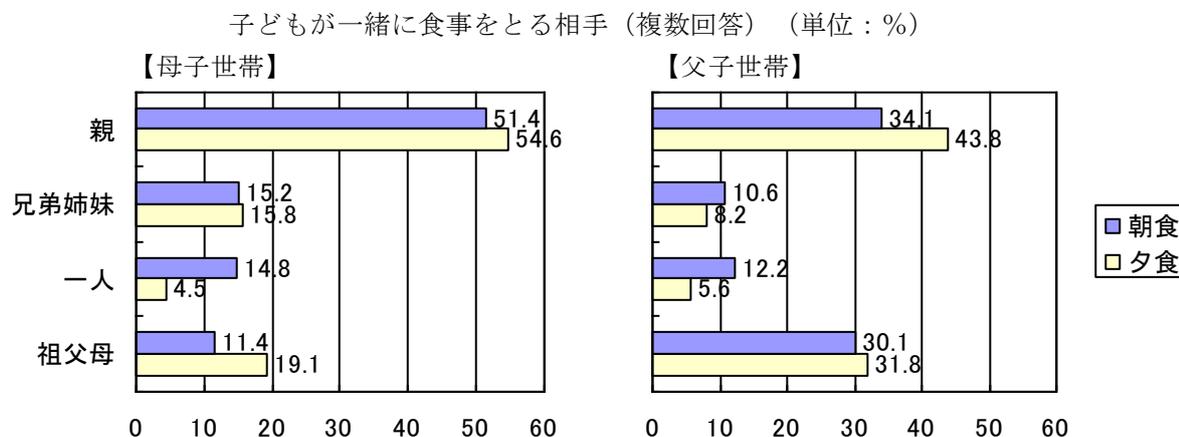
3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

4) 大人とは18歳以上の者、子どもは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

・子どもの食事環境について

ひとり親家庭のうち、約2割が子どもだけ（一人及び兄弟姉妹）で食事をしていることが分かります。これは小中学生のうちの約40人に1人に該当します。

孤食は大人とのコミュニケーション不足につながります。



出典：平成28年度京都府母子・父子世帯実態調査結果報告書

【課題】

相対的貧困にある子どもは、学習などで不利な状況に陥りやすく、貧困から抜け出すことが難しい傾向にあるため、学習支援や居場所づくりなど身近な地域での支援が重要です。

また、親の支援と合わせ、子どものライフステージに応じて地域や関係機関が連携した支援を進める必要があります。

（4）生活困窮者の状況と課題

・生活困窮者自立支援制度における支援状況

社会経済情勢が変化する中、困窮や孤立に陥る人が増加しています。生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげるため、平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行され、各自治体で取組が進められています。

一方で、府内の相談受付件数が減少傾向にあるなど、支援が必要な人に届いていないとことも考えられます。

生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果 (単位：人・件)

	新規相談 受付件数	プラン作成 件数	就労支援 対象者数	就労者	増収者
27年度	3,238	1,067	533	368	60
府域	2,113	468	272	195	60
京都市	1,125	599	261	173	0
28年度	2,695	1,028	441	381	36
府域	1,753	498	224	201	36
京都市	942	530	217	180	0
29年度	2,612	928	374	342	39
府域	1,746	564	236	209	39
京都市	866	364	138	133	0

出典：府福祉・援護課

・生活保護の受給状況

平成 25 年まで増加傾向にあった被保護世帯数・人数は平成 26 年以降減少傾向にありますが、人口に占める割合を示す保護率には大きな変動はありません。その中で高齢者世帯の割合が年々増加しており、平成 24 年から平成 28 年で 6.3%増加しています。

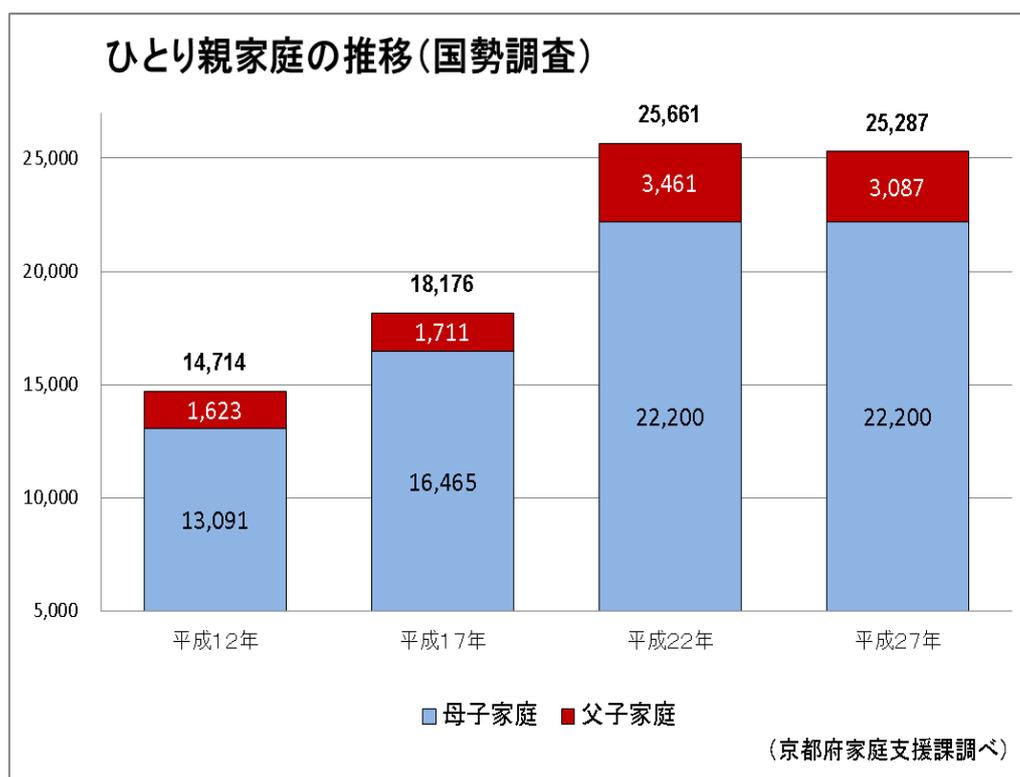
生活保護世帯数・人員の推移 (単位：世帯、人)

	平 24	平 25	平 26	平 27	平 28	平 30. 4
世帯数 (府内総計)	42,318	43,031	43,223	43,378	43,361	42,927
内高齢者世帯数	17,662	18,539	19,338	20,158	20,854	-
人員 (府内総計)	62,004	62,437	62,081	61,506	60,498	58,519

出典：福祉行政報告例(京都市を含む)

・ひとり親家庭の状況

前回調査時の平成 22 年に比べ 27 年時のひとり親家庭の総数は若干減少しているものの、平成 17 年時に比べ 1.4 倍となっています。



出典：国勢調査(府家庭支援課)(京都市を含む)

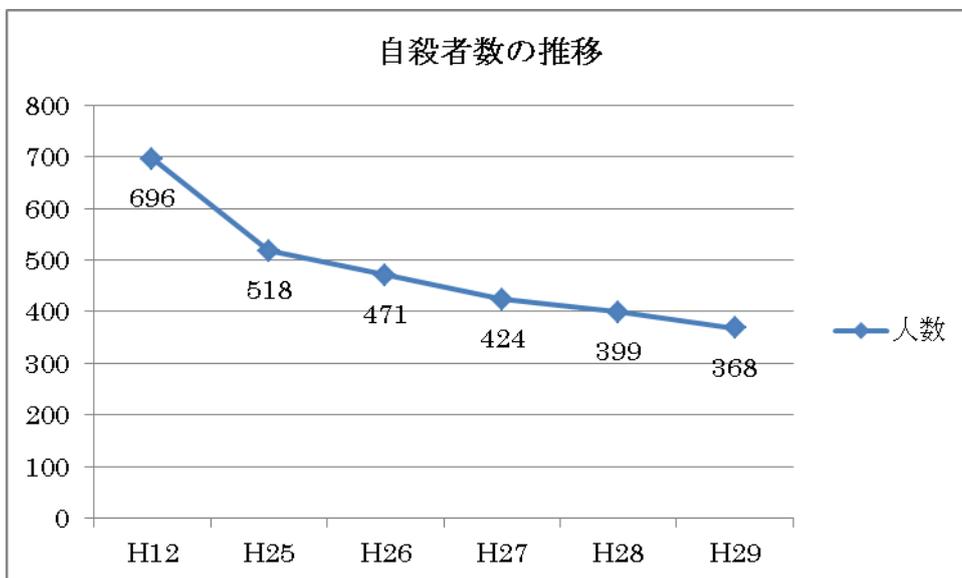
【課題】

生活困窮者やひとり親世帯等、支援が必要な世帯を地域で早期に把握し、各種支援施策に結び付ける仕組みづくりが必要です。

(5) その他

・自殺者の状況

府内の平成 29 年の自殺者数は 368 人で 4 年連続減少しました。また、人口 10 万人当たりの自殺者数である自殺死亡率は 14.1 で、全国で 4 番目に低い値となっています。しかし、平均すると 1 日に 1 人が自殺で亡くなっていることとなり、依然として深刻な状況が続いているといえます。



出典：府福祉・援護課

・ひきこもりの状況

平成 29 年に京都府が実施した「ひきこもり実態調査」によると 1,134 人となっており、うち約半数が支援につながっていない状況となっています。また、ひきこもりは、地域のとのつながりが弱く、孤立しているなど複合的な課題が多くなっており、地域での見守り専門的な機関との連携した支援が求められます。

また、ひきこもりが長期化した結果、高齢の親とひきこもりの子が社会で孤立し、困窮に陥る 8050 問題が顕在化するなど、中高年層のひきこもりについても実態の把握や支援が求められています。

調査方法	人数	うち支援有り	不明（未支援）
民生委員	548	184	364
民間支援団体等	557	437	120
インターネット	29	9	20
合計	1,134	630	504

出典：府青少年課

【課題】

自殺やひきこもりの支援には、地域の見守りと合わせて、専門的な支援機関との連携が求められます。また、社会的つながりが少ないことや身体的、精神的、心理的、経済的な要因など複合的な要因が考えられるため、身近な地域で支援を受けることができる仕組みづくりが重要です。

3 地域福祉の担い手の状況

・民生委員・児童委員

民生委員・児童委員の一斉改選時の充足率は、比較的高い水準で推移しています。

しかし、民生委員・児童委員の多忙なイメージや地域の人間関係の希薄化などが、今後の人材確保を難しくしていくことが想定されます。

京都府(京都市除く)の民生委員の状況

(単位：人)

一斉改選年度		H10	H13	H16 (H17)	H19	H22	H25	H28
定数	区域担当	2,419	2,438	2,459 (2,436)	2,472	2,510	2,550	2,596
	主任児童委員	170	227	235 (233)	245	249	250	250
	計	2,589	2,665	2,694 (2,669)	2,717	2,759	2,800	2,846
充足率		100.0%	99.9%	99.9%	99.8%	99.1%	99.0%	98.3%

※H17は京北町が京都市に編入されたため減少。

出典：府介護・地域福祉課

【課題】

地域における福祉の担い手である民生委員・児童委員をはじめとする地域福祉の担い手に不足が生じないよう人材の確保が必要であり、理解を深めるための啓発が重要です。

また、継続して続けられるような仕組みづくりも必要です。

第3章 地域福祉を進める上での基本理念及び取組の方向性

第2章で挙げた多くの課題を解決するために、京都府では次の基本理念を定め、それに基づき以下の取り組みを推進していきます。

1 基本理念

年齢や障害のあるなしにかかわらず、一人ひとりが地域の支え手として地域社会の一翼を担い、個人の尊厳を互いに守り、支え合いながら希望を実現できる地域共生社会の確立を目指します。

2 取組の方向性

住民の一人ひとりが地域の支え手として、主体的に地域課題を把握し、解決していくためには、身近な地域において互いに相談し合い、支援を進めていく仕組みが必要です。

さらには、こうした仕組みを円滑に機能させるための核となる人材のほか、社会福祉協議会をはじめとする関係団体の力をさらに引き出し、人材・団体がそれぞれの立場や役割を尊重しながら、地域と共に互いに連携して取り組みを進められるよう地域力を高めていきます。

また、ひきこもりなどの福祉制度の狭間にある課題は、地域の力では解決が難しい場合が多くあります。それぞれの課題の解決に向けて支援していくには、専門機関との連携が不可欠です。地域と専門機関等の連携を進め、必要な支援が確実に受けられる体制を整えていきます。

誰もが安心できる暮らしやすいまちとなるよう、交通が不便な地域での移動手段の確保や公共施設のバリアフリー化といった生活環境の整備を進めるとともに、福祉教育の充実等によりともに支え合うやさしい心を醸成し、人にやさしいまちづくりの推進を支援していきます。

さらに、災害時においても地域の支え合いによって、支援が必要な人も確実に避難し、安心して避難生活を過ごせるよう体制を整えていくとともに、日常生活への復旧を地域の力で円滑に進められるよう、取組を進めていきます。

第4章 府の取組方向

府の基本理念及び取組の方向性を踏まえ、様々な課題を解決するため、各種福祉施策を推進しながら、それらの施策を連携して取り組んだ支援が実施できるよう以下のとおり進めていきます。

第4章の概要

① 地域において包括的に相談・支援できる仕組みの推進	<ol style="list-style-type: none">1 地域福祉を推進するための基盤整備2 地域のリーダーとなる人材の配置と育成3 地域における包括的な相談・支援体制の構築
② 地域で支え合うための人材	<ol style="list-style-type: none">1 地域活動を担う人材の連携2 地域福祉の推進役の確保3 積極的な広報啓発と福祉教育の充実
③ 様々な地域福祉課題に対する取組	<ol style="list-style-type: none">1 専門機関との連携による課題の解決2 制度の狭間に対する支援3 生活を支援する取組
④ 人にやさしいまちづくり	<ol style="list-style-type: none">1 施設等の環境整備2 とともに支え合うやさしい心のつながりづくり3 安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり
⑤ 災害にも強い地域福祉	<ol style="list-style-type: none">1 いち早い日常生活の復旧に向けた支援2 安全に避難し、避難生活を過ごせる仕組みづくり

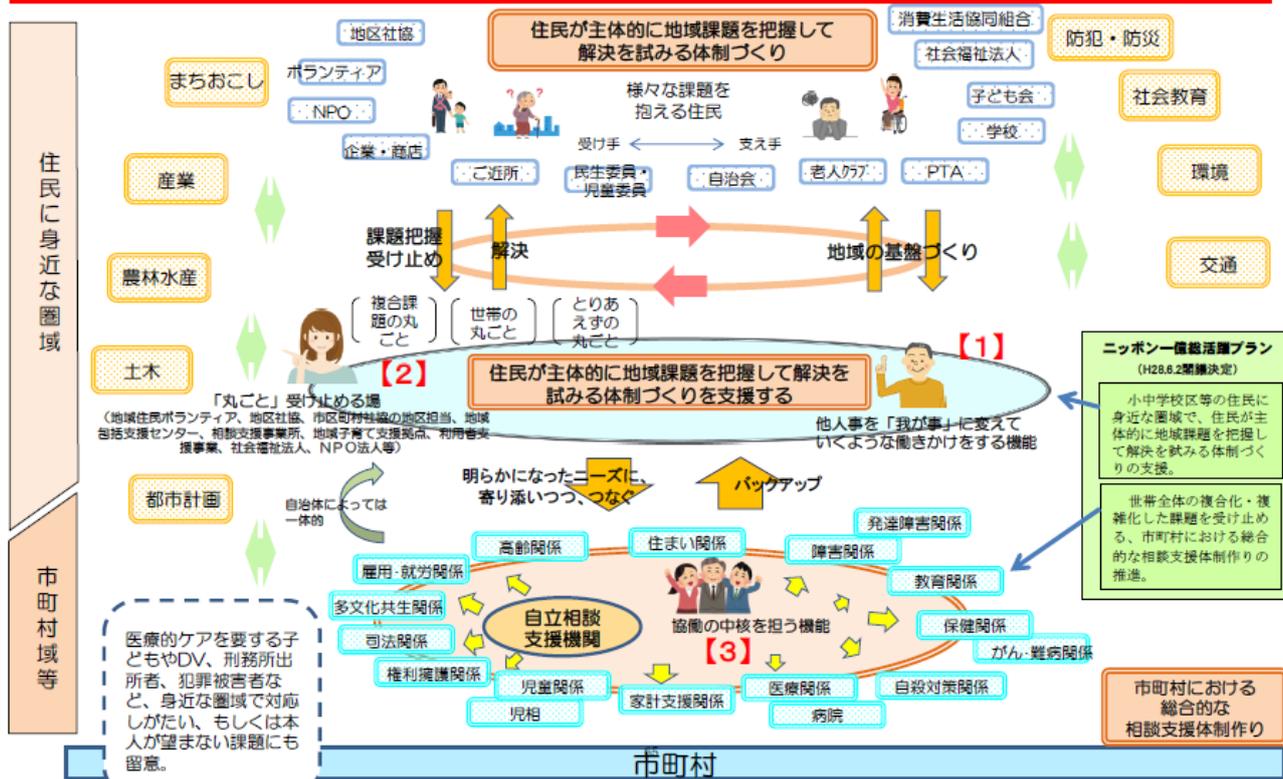
1 地域において包括的に相談・支援できる仕組みの推進

- 1 地域福祉を推進するための基盤の整備
- 2 地域のリーダーとなる人材の配置と育成
- 3 地域における包括的な相談・支援体制の構築

1 地域福祉を推進するための基盤の整備

平成 30 年 4 月に改正された社会福祉法において、地域共生社会の実現に向けて、地域住民等が主体となって様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携により、その解決を図るため「市町村における包括的な支援体制」の整備が努力義務化されました。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ

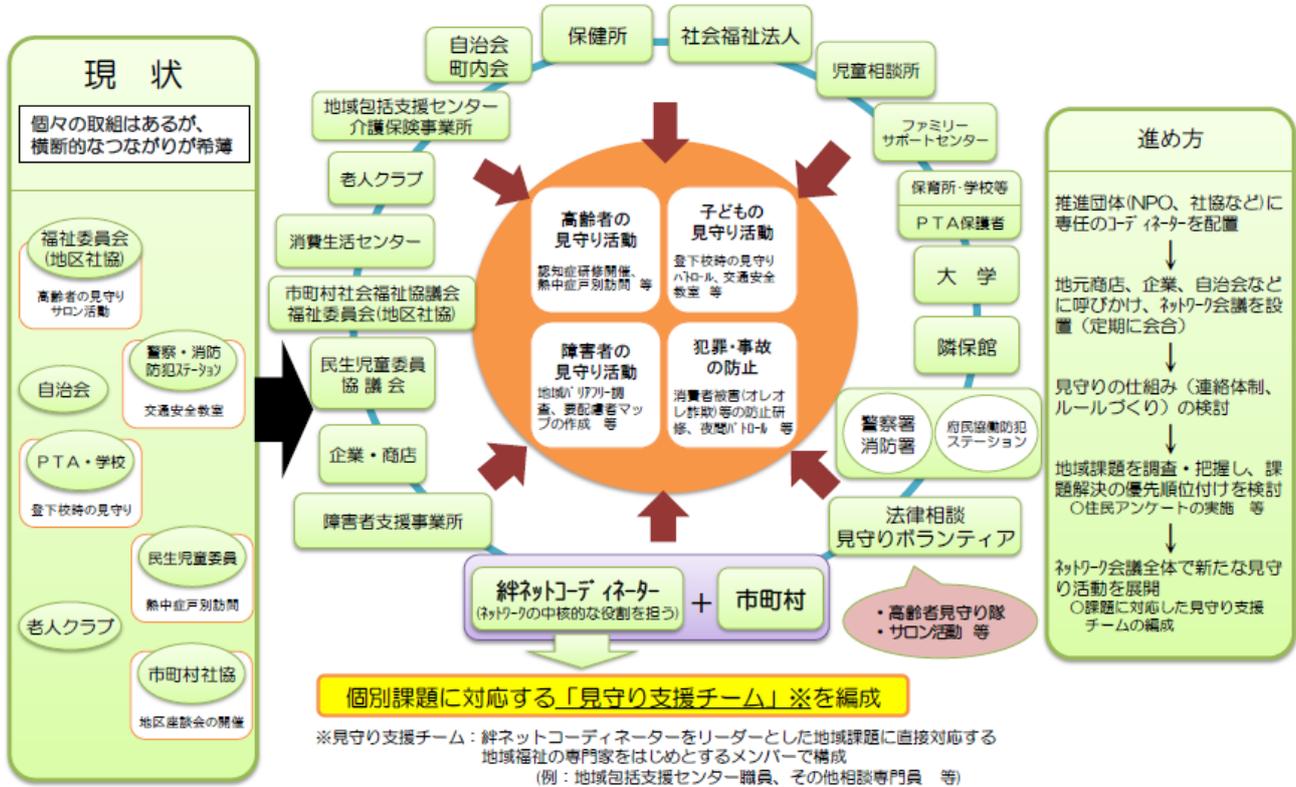


社会福祉法改正による市町村における包括的な支援の仕組みイメージ(厚生労働省)

京都府においては、見守り体制の連携を進める仕組みとして平成 26 年度から「絆ネット」事業を市町村で取り組むよう進めてきたところで、現在までに府内 13 の市町村で取組が進められています。

絆ネットワークのイメージ

～地域で地域を見守るシステムの構築～



「絆ネットワーク」のイメージ(京都府)

「市町村における包括的な支援体制」を構築するに当たっては、前述の「絆ネットワーク」等を活用して、見守りから支援まで行うなど工夫して進めることが重要です。

また、身近な地域(圏域)だけでは解決できない課題に対しては、より広域的な取組による支援が必要です。

＜取組の方向＞

- ☆ 各市町村において、包括的な相談・支援体制が構築できるよう支援します。
- ☆ 広域的な取組による支援が必要な課題については、府が後方支援できるよう連携を強化します。

2 地域のリーダーとなる人材の配置と育成

地域における包括的な相談・支援体制を構築するためには、行政、社協、ボランティア、地域活動団体、NPO法人、企業・商店、ご近所、民生委員・児童委員、高齢者団体、女性団体など様々な地域福祉の担い手が連携して取り組む必要があるとともに、ネットワークの構築には、核となる人材の活動が求められます。

そこで、幅広い住民と関係機関の協働による福祉の構築を目指すため、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)など、地域福祉のリーダーとなる人材を育成していくことが重要です。

<取組の方向>

☆ 見守り等の支え合い・助け合い活動が促進されるよう、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)やボランティアコーディネーターなど地域福祉を推進する人材育成、配置の促進を図るとともに、情報提供、ネットワークづくりを支援します。

3 地域における包括的な相談・支援体制の構築

市町村における包括的な相談・支援体制の構築に向けては、地域の実情の応じた仕組みづくりが期待されますが、新たなネットワークを構築していくことのほか、絆ネットをはじめとする既存の仕組みを活用して取組を進めて行くことも有効な手段です。

<取組の一例>

- ・ 地域包括支援センターを核として、支援対象を全世帯に広げる。
- ・ 社会福祉協議会が行う高齢者の見守りネットワークの見守り対象と支援内容を拡大する。
- ・ 各市町村で実施している、生活困窮者支援窓口や子育て支援窓口を統合して全世帯を対象とした総合窓口に広げる。

(各市町村、社協等の先進的、効果的な取組事例を紹介)

2 地域で支え合うための人材

- 1 地域活動を担う人材の連携
- 2 地域福祉の推進役の確保
- 3 積極的な広報啓発と福祉教育の充実

1 地域活動を担う人材の連携

地域福祉を推進するためには、地域住民を中心とし、自治会（町内会）、高齢者団体、女性団体などがそれぞれの特性を生かしながら、この間増えてきた様々な地域活動に取り組む団体とも協力し、身近な地域において相互に連携して取組を進めることが求められます。

○地域住民

府民一人ひとりが、地域社会を構成する一員としての自覚と責任を持ち、住民が主体となって地域福祉を推進していくことが大切です。

地域の福祉課題に対する府民の関心や共通認識を高め、様々な地域福祉活動や地域社会づくりへの参加を促進するためには、そのきっかけづくりや意識向上の方法を工夫していくことが求められています。

○住民組織・当事者団体等

地域生活を送る上で、隣近所や自治会（町内会）、女性団体、高齢者団体、当事者組織等幅広い地域住民・団体のつながりが大切な役割を果たしており、このような地域活動を通して、誰もが気軽に社会福祉に関する活動に参加できるような環境整備を促進していくことが必要です。

○市町村

地域で活動する人材の掘り起こしを進めるとともに、既に活動している団体間の連携を促す役割が求められています。

〈取組の方向〉

- ☆ 府民の地域福祉への主体的な参加を促進するための広報啓発をはじめ、福祉体験活動、ボランティア活動等の取組を促進します。
- ☆ 市町村の地域福祉計画の策定等をはじめとした多様な住民参加活動を促進するための支援を行います。

2 地域福祉の推進役の確保

地域福祉を推進するためには、前述の地域住民等のほか、地域において福祉活動を行う者、社会福祉事業を営む者、NPO（法人）やボランティアを含む社会福祉に関する活動を行う者がそれぞれの特性を生かしながら、相互の役割を分担し、連携した取組を行うことが必要です。

そして、これらの地域福祉を担う団体や人材を育成・充実していくことが重要です。

○社会福祉に関する活動を行う者

民生委員・児童委員、主任児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、こころの健康推進員、ひとり親家庭推進員 等

民生委員・児童委員をはじめとする各種相談員は、地域における住民の最も身近な相談相手であり、課題の発見者として、また、支援者としての役割がますます重要になっています。

それぞれの役割が十分に発揮できるよう各種相談員制度の周知徹底を図るとともに、今日の複雑な福祉ニーズに地域において的確かつ迅速に対応できるよう資質の向上に努めていく必要があります。

〈取組の方向〉

- ☆ 民生委員・児童委員等各種相談員の相互の連携を進めるとともに、地域ごとの組織の活性化を図ります。
- ☆ 民生委員・児童委員等各種相談員に対して、必要な知識・技能等の研修を行います。

○特定非営利活動法人（NPO法人）

地域において住民の自主的・主体的な社会貢献組織であるNPO法人の社会福祉活動が広がっています。住民の多様なニーズに柔軟かつ機敏に対応できる、このような活動が地域住民や多様な団体と連携して、地域の課題解決に取り組めるよう進めていくことが求められています。

〈取組の方向〉

- ☆ NPO法人が、活動しやすい環境の整備を行います。
- ☆ NPO等に対する京都府の助成事業を活用した財政支援やプラットフォーム、パートナーシップセンターの運営等を通じて、NPO法人や地域力再生活動団体が行う様々な活動を支援します。

○ボランティア

住民の自主的・主体的な社会貢献活動である個人や団体によるボランティアの活動が広がっています。住民の多様なニーズに柔軟かつ機敏に対応するために、このような活動を促進するとともに、その自主性を尊重した協働・連携の取組を進めていくことが必要です。

一方で、多様化するボランティアが地域で効果的に活動できるよう様々なニーズとのマッチングを図るとともに活動しやすい環境を整えることが必要です。

〈取組の方向〉

☆ 社会福祉協議会等が行うボランティア活動支援や、ボランティアに参加しやすい環境整備の促進に対する支援を行います。

○社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図るための推進・調整役として、行政と共に福祉の両輪としての役割を果たしており、その活動は、今後一層期待されることから、それに見合う組織力の向上や事業・活動を充実させる必要があります。特に市町村社会福祉協議会は、地域の実情に応じた活動を行政、関係団体と連携して進めて行くことが重要です。

また、京都府社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付事業、フードバンク事業など広域的な事業の実施のほか、市町村社会福祉協議会の地域福祉推進の取組を総合的に支援するなど広域調整を行う組織としての役割が期待されています。

〈取組の方向〉

- ☆ 社会福祉協議会が進めている地域の中で孤立を防ぐ活動や住民、団体間のつながりづくりを進める活動の支援を行います。
- ☆ 社会福祉協議会が進める災害ボランティア活動、見守り活動の支援を行います。
- ☆ 京都府社会福祉協議会が行う広域的な事業を支援するとともに、広域調整の機能をより発揮できるよう支援します。

○共同募金会

共同募金は、地域福祉推進のための多様な活動を支援するとともに、「寄付」を通して、住民相互の助け合いの気持ちを広げ、地域のつながりづくりに資する役割が期待されています。

また、共同募金への理解を深め、より広く協力を得るためには、寄付金の配分先や内容等の情報公開を推進し、共同募金事業の透明性・公正性のより一層の確保を図る必要があります。

〈取組の方向〉

- ☆ 赤い羽根共同募金運動の推進を支援します。

○社会福祉法人・福祉サービス事業者

社会福祉法人及び福祉サービス事業者は、その職員や施設等、地域における重要な福祉資源です。施設利用者だけでなく、地域に開かれた福祉サービスの提供者とし

て、地域の福祉ニーズにもとづく新たなサービスやプログラムの開発等が求められています。

特に、社会福祉法人については、地域社会に対する貢献が求められており、地域福祉の向上に積極的に関わっていくことが必要とされています。

〈取組の方向〉

☆ 社会福祉法人又は福祉サービス事業者が行うこども食堂への支援、高齢者のサロン・熱中症対策の場所の提供や災害時の支援など、それぞれの施設等の特性を生かして、地域社会に貢献できるよう働きかけを行います。

○民間企業

地域での福祉を進めるため、民間企業も担い手の一つとして期待されています。社会貢献活動を行うことは地域の一員である民間企業にとってCSR（企業の社会的責任）を果たすために重要な取組です。

近年、社会貢献の一つとして地域福祉活動に対し、積極的に関わる民間企業も増えています。

また、市町村が地域福祉を総合的に推進するため、民間企業が有する多様なノウハウの活用や、民間企業と連携した取組が必要となっています。

〈取組の方向〉

☆ 民間企業との地域での見守り等の協定を進め、それぞれの民間企業の特徴を生かした幅広い見守りや啓発を促進します。

☆ ボランティア休暇制度の理解や導入に向けた働きかけを行います。

3 積極的な広報啓発と福祉教育の充実

一人でも多くの府民が地域や福祉に関心や理解を持ち、可能な範囲において、福祉活動に参加することは、地域の福祉の力を高める重要な第一歩であり、各地域の状況に応じて、「関わる福祉（参加する福祉）」を目指した広報啓発、福祉教育活動等を支援していくことが大切です。

府内全域での取組を進めるためには、先進的・先駆的な活動や優れた取組等の情報を、府内の各地域へ提供・循環させていくことが必要です。

〈取組の方向〉

- ☆ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するため、地域での福祉活動に関する情報の収集や提供に努めます。
- ☆ 多様なコミュニケーション手段を活用して、福祉関係情報を誰にもわかりやすく提供できるよう工夫します。（情報のバリアフリー化の促進）

○福祉教育、福祉体験学習等の推進

自主的な社会貢献活動への府民の参加を促すきっかけとするとともに、次代の福祉を担う府民の裾野をさらに広げるために、若年層から高齢者に至るまで、あらゆる者に向けた福祉に対する理解を深める福祉教育や福祉体験学習等の取組を積極的に推進していく必要があります。

〈取組の方向〉

- ☆ 子どもから高齢者まですべての府民に対する福祉教育や多様な福祉体験学習活動を推進します。
- ☆ 福祉問題に関する住民自身の自己学習や相互学習が促進されるよう、学習方法等の情報提供や学習機会の確保等の支援に努めます。

3 様々な地域福祉課題に対する取組

1 専門機関との連携による課題の解決

- ・生活困窮者自立支援の取組
- ・ドメスティック・バイオレンス（DV）
- ・児童虐待に対する取組

2 制度の狭間に対する支援

- ・脱ひきこもりの支援
- ・地域における再犯防止の推進
- ・地域の子どもへの支援
- ・自殺防止の取組

3 生活を支援する取組

- ・子育て環境の充実
- ・くらしの安心・安全に向けた取組
- ・住宅確保支援

地域では子どもや家庭のライフステージに応じた様々な福祉施策・サービスが実施されていますが、複合的な課題や福祉支援制度がないことで適切な支援に結びついていない課題があります。また、支援が必要な人や家族が支援を求める声を出さない（出せない）ことで支援に至らず、その課題が潜在化していることも大きな課題です。

これらの様々な地域福祉課題に対しては、住民主体による「包括的な相談・支援体制」だけでは、解決が難しいことから、専門機関による対応や支援する取組を地域と連携して進めることが求められています。

1 専門機関との連携による課題の解決

(1) 生活困窮者自立支援の取組

社会経済情勢が変化する中、困窮や孤立に陥る人が増加しています。生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげるため、平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行され、各自治体で取組が進められています。一方で、府内の相談受付件数が減少傾向にあるなど、まだ支援が必要な人に届いていないと考えられます。地域での発見と寄り添い支援連携して、生活困窮者の支援を進めることが必要です。

<取組の方向>

☆ 生活困窮者の自立に向けて、市町村、関係団体等と連携、地域のネットワークを構築し、生活困窮者個々の状況に応じた包括的・継続的な支援に取り組めます。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）対策

配偶者や恋人などに対するDVやデートDVについて、地域において見守りにより未然に防止するとともに、家庭支援総合センターと連携した取組が必要です。

<取組の方向>

☆ DVの未然防止を進めるため、加害への気づきを促すことを目的とした冊子やチラシ等の作成、啓発講座等、府民に対する啓発活動を実施します。

(3) 児童虐待に対する取組

児童虐待の周知が図られてきたこともあり、相談件数は年々増加しています。地域での発見、見守りとともに専門機関との連携が必要です。

<取組の方向>

☆ 児童相談所（家庭支援総合センター）、市町村、警察等の関係機関と連携した虐待の未然防止を進めます。

2 制度の狭間に対する支援

(1) 脱ひきこもりの支援と取組

ひきこもりの支援については、地域での見守りとともに専門機関による自立に向けた支援が必要です。

また、専門機関の支援につながるよう、民生委員や社協等による地域での支援が求められています。

<取組の方向>

☆ 「京都市ひきこもり自立支援総合事業」によりひきこもり当事者の早期把握を行い、社会的自立までを一体的に支援します。

☆ 平成 29 年度に実態調査を行ったひきこもり実態調査に基づき、必要な支援に結びついていない方への支援を進めます。

(2) 地域における再犯防止の推進

犯罪をした方のうち、福祉的な支援が必要な方については適切な支援を受け、安全で安定した生活を確保することが再犯の防止につながることから、地域での生活支援とともに、専門機関との連携が求められています。

<取組の方向>

☆ 犯罪を犯した方等のうち、高齢者又は障害のある方など医療・福祉の支援を必要とする方に対し、医療・福祉サービス、住居、就労、その他生活困窮への支援など、地域での生活を可能にするための施策を総合的

に推進します。

- ☆ 矯正施設等の退所者に対する地域福祉の視点を踏まえた再犯防止対策を推進するため、「地域生活定着支援センター」による福祉サービス利用に向けた調整など地域定着の支援の充実を図ります。

(3) 地域の子どもへの支援

子どもの孤食や学習の遅れなどの課題に対し、地域での子どもの見守りや学習支援が求められています。身近な地域での子どものライフステージに応じた支援が求められています。

<取組の方向>

- ☆ こどもの城事業を通じ、こども食堂、学習支援、居場所づくりなど、幅広くこどもの支援を促進します。
- ☆ 学習が遅れがちな中学生等を対象とした、地域住民の協力による学習支援を行う「地域未来塾」の開設を支援します。
- ☆ 地域の民間団体と協働し、少年の悩み相談や学習支援・体験活動等を行う「居場所」（ユース・コミュニティ）を設置・運営し、非行・再非行の防止を図ります。

(4) 自殺防止の取組

自殺を防止するためには、地域での見守りや声かけと専門機関との連携による支援が重要です。

<取組の方向>

- ☆ 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、専門機関等必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーの養成を進めます。
- ☆ 自殺ストップセンターを運営し、自死・自殺を考えるなど、深刻な心の悩みを抱える方々に対する電話・面接相談を実施するとともに、うつ病や多重債務等、相談内容により専門家の対応が必要な場合は面接相談に加わり、継続した相談・支援体制を確保します。
- ☆ 府内の相談・支援機関からなるネットワーク「京のいのち支え隊」による連携、情報共有を進め、より良い相談・支援体制の構築を図る等の活動を通じて、「オール京都」体制での寄り添い支援を進めます。

3 生活を支援する取組

(1) 子育て環境の充実

晩婚化・晩産化により表面化してきた、親の介護と子育てに同時に直面する「ダブルケア」に対応するため、福祉部門と子育て部門が連携して支える仕組みの

構築が求められています。

<取組の方向>

☆ 「ダブルケア」を行う人の精神的負担を緩和するため、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター職員に相談体制構築に向けた研修を実施するとともに、交流や情報交換・提供の場の運営支援のため、ピア・サポーター（ダブルケア経験者）養成・派遣の取組を進めます。

(2) 暮らしの安心・安全に向けた取組

特殊詐欺などの消費者被害を防ぐため、高齢者を中心に地域での声かけや被害防止に向けた啓発が重要です。

また、特殊詐欺等の手口が巧妙になっていることから、地域と連携した京都府警などによる取組が重要です。

<取組の方向>

☆ 広域化、複雑化、悪質化する消費者問題に対処するため、京都府内の行政関係機関、消費者団体、福祉関係団体、事業者団体等によるネットワーク組織を結成し、相互の連携を図るとともに、消費者被害の未然防止や早期発見、迅速な対応及び消費者教育を推進することにより、「地域安心力」を高め、安心・安全な消費生活及び公正で持続可能な社会の実現を図ります。

☆ 京都府警による振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺や悪質商法などの被害防止を進めます。

(3) 住宅確保の取組

独居高齢者など、住宅の確保が難しい方への支援が求められています。

また、地域での多様な住まいの提供による相互の助け合いも新たな取り組みとして求められています。

<取組の方向>

☆ 京都府居住支援協議会による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度や登録住宅に係る改修費支援制度等の普及を図り、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進します。

☆ 多様な世代が共有スペースを持ち、生活の一部を共有化しながら共助け合い、豊かな人間関係の中で暮らすことができる京都版コレクションハウス事業を支援します。

4 人にやさしいまちづくり

1 施設等の環境整備

- ・ 京都府福祉のまちづくり条例

2 とともに支え合うやさしい心のつながりづくり

- ・ 京都府ユニバーサルデザイン推進指針
- ・ 障害のある人への合理的配慮の取組の促進
- ・ ユニバーサルマナーの普及
- ・ ヘルプマークの普及

3 安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり

- ・ 福祉サービス利用援助事業
- ・ 成年後見制度の利用促進
- ・ 運営適正化委員会による苦情解決

すべての府民の社会参加を促進するための環境整備を行うとともに、府民の間に福祉に関する情報格差が生じないような配慮や仕組みづくりを促進していくことが求められています。

1 施設等の環境整備

「京都府福祉のまちづくり条例」の理念である高齢者・障害のある人・子どもや子育てをしている人が暮らしやすいまちは、すべての府民にとっても暮らしやすいまちであるという考え方のもと、施設や交通機関等の環境の整備が進められています。

<取組の方向>

- ☆ 高齢者や障害のある人等すべての府民が安心して移動や利用、生活ができるように、建築物や道路、公園、鉄道駅舎等の施設の整備を進めます。
- ☆ 交通不便地における交通弱者の移動・輸送手段の確保に対し支援を進めます。

2 とともに支え合うやさしい心のつながりづくり

様々な人がお互いを理解し、日常的に交流できるような地域社会づくりを進めるために、ともに支え合うやさしい心のつながりを府民の間につくりあげていくことが求められています。

<取組の方向>

- ☆ 「あったか京都指針」（京都府ユニバーサルデザイン推進指針）に基づき、すべての人が互いに支え合い共に生きる心を大切にする「ユニバーサル

デザイン」の考え方の普及啓発に努めます。

☆ 障害のある人や高齢者の情報通信利用等による社会参加を促進するため、「人にやさしいまちづくり」ホームページにより、すべての人に配慮した情報提供に努めます。

☆ 障害のある人もない人も互いに支え合う共生社会を目指し、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」及び障害者差別解消法並びに障害者雇用推進法に基づき、合理的配慮の提供について、地域の福祉関係者と連携して、民間企業や学校、地域住民等に対し、普及啓発に努めます。

☆ 高齢者や障害者、外国人等、自分とは違う誰かの視点に立ち、行動するところづかい（ユニバーサルマナー）の普及に努めます。

☆ 援助が必要な方にヘルプマークを配布し、思いやりのある対応ができるよう普及啓発に努めます。

3 安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり

府民が自分に合ったサービスを自由かつ適切に選択し、安心して利用できるような仕組みづくりを推進するとともに、サービス内容等に対する苦情を受け止め、その解決を図る仕組みづくりを推進していくことが必要です。

〈取組の方向〉

☆ 社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助事業を支援するとともに、利用促進のための普及啓発及び市町村における生活支援員の確保など実施体制の整備を支援します。

☆ 成年後見制度の利用促進及び普及啓発に努めます。

☆ 利用者の権利が侵害されないよう、利用者の立場を尊重して社会福祉事業者に対する権利擁護に関する普及啓発に努めます。

☆ 各社会福祉事業者による苦情解決体制の整備を指導するとともに、運営適正化委員会による苦情解決の仕組みの普及啓発に努め、府内の苦情解決の仕組みづくりを推進します。

5 災害時にも強い地域福祉

1 いち早い日常生活の復旧に向けた支援

- ・市町村災害ボランティアセンターの充実
- ・府災害ボランティアセンターによる支援
- ・広域支援の受入、支援体制の充実

2 安心して避難し、避難所で過ごせる仕組みづくり

- ・確実に避難できる仕組みづくり
- ・避難所で安心して過ごせる環境の整備
- ・避難生活から日常生活に戻るための関係機関の連携

平成 30 年は、6 月に発生した大阪北部地震による家屋への被害をはじめ、台風 21 号や平成 30 年 7 月豪雨による浸水害・土砂災害・暴風による災害が起こるなど、京都府内外で多くの災害が発生し大きな被害をもたらしました。

また、この間、常総水害（平成 27 年）、熊本地震（平成 28 年）、九州北部豪雨（平成 29 年）、北陸の記録的な雪害（平成 30 年）又は北海道地震（同年）など、全国でも多くの災害が発生しています。

災害時に安全に避難し、安心して避難生活を送るためには、安否確認や地域での相互の助け合い、そして、地域における日頃からの人と人との繋がりが大切です。

このため、市町村は、日頃から民生委員・児童委員をはじめ多くの見守り機関と連携して要配慮者の生活状況などを把握し「避難行動要支援者名簿」を幅広く作成することが求められています。

さらに、この名簿を平常時から関係機関と情報共有することで、平常時の見守りに活用することが期待されます。

また、社会福祉施設は地域福祉の拠点となる場所であり、必要な設備や人材、支援のノウハウなどを有することから、災害時に要配慮者のための避難所としてバリアフリー化などの配慮がなされた福祉避難所としてあらかじめ指定し、確保しておくことが必要です。

1 いち早い日常生活の復旧に向けた災害ボランティアセンターの充実

災害発生時に一日も早い日常生活の復旧ができるよう常設の府市町村災害ボランティアセンターの機能強化を図るなど、地域と連携した災害ボランティア活動の基盤を整備していくことが求められています。

<取組の方向>

- ☆ 災害時にボランティアの需給調整や活動支援を行う常設の市町村災害ボランティアセンターの機能強化を図ります。
- ☆ 市町村の福祉部局と防災部局及び市町村社協の連携を深めるよう支援を

行います。

- ☆ 災害時には地元の中・高校生なども地域住民の中心的役割を担うため、災害ボランティア活動への理解を深め、積極的に取り組めるよう学校等と十分な連携を図ります。
- ☆ 上記の取組を支援するため府災害ボランティアセンターの活動を支援します。
- ☆ 大規模災害時における他府県等の広域的な支援の受入、支援体制の充実を図ります。

2 安心して避難し、避難所で過ごせる仕組みづくり

東日本大震災では、高齢者や障害者が、また、岡山県では、平成 30 年 7 月豪雨で多くの高齢者が避難できずに犠牲となりました。

これらの教訓を踏まえ、市町村においては災害時の避難に関して、高齢者や障害者など特に支援が必要な人を把握し、安否確認と避難場所への誘導などの支援を迅速・的確に実施するとともに、避難所等において要配慮者に適切な対応ができる人材の養成や体制を構築することが必要です。

また、平時に訓練を行うことや先進事例を取り入れて災害時にも強い地域をつくっていくことが重要です。

〈取組の方向〉

- ☆ 災害発生時に援助が必要な要配慮者の避難体制整備のため、個別避難計画の作成や要配慮者支援に関する先進事例の紹介など、市町村の取組を支援します。
- ☆ 災害時に地域において、要配慮者への適切な配慮ができる人づくりが大切であることから、福祉避難サポートリーダーや、京都府災害派遣福祉チーム（京都DWA T）を養成しています。
- ☆ 災害時の避難所において要配慮者を含め、すべての人が安心して避難できる環境を整えるため、ユニバーサルデザインを意識して避難所を運営できるよう支援します。
- ☆ 避難生活から日常生活に円滑に移行し、継続した見守り等の支援ができるよう、関係機関と連携して取り組みます。
- ☆ 市町村及び自主防災組織等が実施する避難所設置・運用訓練の実施を支援します。

第5章 市町村地域福祉計画ガイドライン

少子高齢・人口減少社会の到来により、様々な課題に直面する地域において、支え手と受け手に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現が求められています。

福祉の領域に限らず、商業、工業、農林水産業、防災、環境、まちおこし等、様々な分野と協働して、生活の基盤としての地域を強固なものとする必要があります。

こうした地域づくりの実現のために、平成30年の社会福祉法改正において、

- ①「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- ②「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築等を通じた包括的な支援体制の整備

の3点について、市町村の努力義務とされました。現在、既に実施している自治体についても、「点」ではなく「面」として認識し、引き続き取り組んでいく必要があります。

以下において、市町村において計画の策定が円滑に進むよう、地域福祉計画に盛り込むべき事項及び策定の体制と過程について、国の通知等を参考に示すこととします。

1 地域福祉計画に盛り込むべき事項

地域福祉計画に盛り込むべき事項としては、社会福祉法において、(1)地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、(2)地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、(3)地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、(4)地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項、(5)包括的な支援体制の整備に関する事業に関する事項(実施する場合)の5つが掲げられており、それらを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものです。

さらに、生活困窮者の自立支援方策についても盛り込むべき事項とされているところです。

市町村においては、主体的にこれらの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加えて計画に盛り込む必要があります。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を行うことによ

り、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取り組みが期待されます。

なお、支援の在り方等を検討するにあたっては、支援を要する者だけでなく、世帯全体の状況に着目する必要があることに留意します。

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進（必要に応じた福祉サービス利用の推進）

福祉サービスの仕組みが措置から契約による利用制度に転換し、必要な人が必要な時に最適な福祉サービスを受けることができ、より一層サービスを利用しやすいような取組を推進させていくことが必要となります。

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達（福祉サービスの拡充、多様なサービスの創出）

複雑多様化した生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現や他分野との連携についても検討が必要です。

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加（住民参加型の地域福祉の推進）

地域福祉とは、地域住民の主体的な参加を前提としたものであることから、住民参加の促進に関する事項について、盛り込むことが必要となります。

(5) 包括的な支援体制の整備に関する事業に関する事項

社会福祉法第 106 条の 3 に規定される事業の実施について、市町村の努力義務とされたところであるが、実施する場合は計画への記載が求められます。

(6) その他

・生活困窮者自立支援方策

生活困窮者自立支援法は社会経済の構造的な変化等による生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援を抜本的に強化するものです。

平成 27 年 4 月の施行に伴い、以下の 3 点が地域福祉計画に盛り込むべきとされました。

①生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項

地域福祉計画に生活困窮者自立支援方策を位置づけるとともに、既存の地域福祉施策との連携に関する事項

②生活困窮者の把握等に関する事項

支援対象となる生活困窮者を把握するために必要な情報の種類とその把握方法等

③生活困窮者の自立支援に関する事項

相談支援体制の整備、関係機関や他制度による支援やインフォーマルな支援等とともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりについて

・災害時要配慮者支援方策

日頃から要配慮者の情報を適切に把握し、関係機関等との間で共有を図ることで、要配慮者が安心して地域で生活を送ることにつながり、災害時等緊急時に迅速かつ的確な要配慮者支援方策を実施することにつながります。

①要配慮者の把握に関する事項

市町村の福祉関係部局において、適切かつ漏れのない要配慮者情報を日頃から把握するための方法や情報の集約と適切な管理の方法

②要配慮者情報の共有に関する事項

把握した要配慮者の情報について、関係機関と共有する方式や方法
定期的に名簿見直しを行うなど、情報更新の方法

③要配慮者の支援に関する事項

近隣住民等による日常的な見守り活動や助け合いの関係作りを推進する方策
緊急対応に備えた役割分担と連絡体制

市町村においては、こうした要配慮者支援方策を踏まえた地域福祉計画の策定が求められています。

その他にも、市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等、その地域で地域福祉を推進する上で必要と求められる事項について、盛り込む必要があります。

2 地域福祉計画策定の体制と過程（策定の方法・手順）

地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載し、福祉分野に横串を通す計画です。既存の計画、その他の関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要があります。そのため、行政全体での取組が不可欠となります。

また、この計画は住民参加が特に重要なポイントとなっており、地域に入り込んでいくこと、地域住民の声を吸い上げていくための体制と過程をしっかりと作り上げていくことが不可欠となるところが、特色であるともいえます。

市町村における計画策定の流れ

☆ 地域福祉計画策定方針の決定等

- ・ 行政内部での検討、策定に関する合意形成
- ・ 行政内部の計画策定体制の整備等

☆ 住民等への意識啓発及び地域福祉計画の策定体制の整備

- ・ 住民等への情報の提供
- ・ 住民等の参画を得た策定委員会の設置
- ・ 生活課題の整理、住民のニーズ等の把握・整理のための体制整備

☆ 地域特性と地域福祉課題の明確化・認識の共有

- ・ 地区別データの収集・分析
- ・ 地区別住民懇談会、住民アンケート、住民モニター等によるデータの収集
- ・ 地域における課題の明確化

☆ 地域福祉計画素案の策定と住民への議論の呼びかけ

- ・ 計画素案の策定・公表
- ・ 住民等への議論の呼びかけ

☆ 地域福祉計画の策定

☆ 地域福祉計画の公表と進行管理

(1) 地域福祉計画策定方針の決定等

・ 行政内部での検討、策定に関する合意形成

地域福祉計画を策定するに当たり、計画策定の目的を明らかにするとともに、計画の性格、位置づけ等の策定方針を明らかにします。

・ 行政内部の計画策定体制の整備等

地域福祉計画は、関連する計画との整合性を持ち、かつ、福祉・保健・医療・及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要があります。そのため、行政全体での取組が不可欠であり、関係部局が一堂に会した地域福祉計画の検討会を開催したり、部局を横断した職員による地域福祉計画策定のためのプロジェクトチームを立ち上げることも有効な手法の一つと考えられます。

また、市町村の総合計画の中に盛り込んでいくことも一つの方策です。

(2) 住民等への意識啓発及び地域福祉計画の策定体制の整備

・住民等への情報の提供

地域社会の生活課題をきめ細やかに発見することは、地域社会においてのみなし得ることであり、これを解決する方途を見出し、実行することもまた地域社会でのみ可能となります。そのためには、住民等の主体的参加が欠かせないものであることの理解を広げていくことが重要です。なお、より多くの支援を必要とする人々ほど、情報が円滑に伝わらないことが考えられるため、特にこうした人々に対する情報伝達に配慮する必要があります。

・住民等の参画を得た策定委員会の設置

地域福祉計画の策定に当たっては、地域福祉推進役としての地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市町村職員等が参加する、例えば「地域福祉計画策定委員会」のような策定組織を設置することが考えられます。

「地域福祉計画策定委員会」等は原則として公開し、進捗状況について適宜公表するほか、広く住民等が傍聴できる体制をとるなどの配慮が必要となります。

・生活課題の整理、住民のニーズ等の把握・整理のための体制整備

公聴会やワークショップ、住民懇談会など住民の意見を汲み上げる体制を整備していくことが必要となります。

(3) 地域特性と地域福祉課題の明確化・認識の共有

・地区別データの収集・分析

・地区別住民懇談会、住民アンケート、住民モニター等によるデータの収集

・地域における福祉課題の明確化

こうした活動によって、住民等や要支援者自身が自ら生活課題を明らかにするための調査に参加すること等により、自ら地域福祉課題の解決に向けて活動する気持ちを醸成することが何よりも重要となります。

(4) 地域福祉計画素案の策定と住民への議論の呼びかけ

地域福祉計画に盛り込むべき事項に留意しながら、計画の素案を策定し、住民や関係団体等の意見を反映させるため、パブリックコメント制度等により議論の呼びかけを行います。

(5) 地域福祉計画の策定

地域福祉計画素案に対する住民等の意見に配慮し、地域福祉計画を策定します。

(6) 地域福祉計画の公表と進行管理

地域福祉計画の公表を行うとともに、その後の進捗状況について進行管理を行います。

3 地域福祉計画を策定する上でのその他の留意事項

計画の策定に当たっては、社会福祉協議会や社会福祉法人、隣保館、NPOやボランティア、民生委員・児童委員との連携が求められるとともに、計画期間や他の福祉計画との関係にも留意しておく必要があります。

(1) 社会福祉協議会や社会福祉法人、隣保館、NPOやボランティア、民生委員・児童委員

社会福祉協議会は、社会福祉法により地域福祉を推進する団体として明確に位置付けられていること、また、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有していることから、計画の策定に積極的に参加することが期待されます。

また、社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画は住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、相互に連携を図ることが求められます。

社会福祉法人は、2016（平成 28）年の社会福祉法改正において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。これにより、社会福祉法人には、地域における福祉サービスの拠点としての役割が期待され、そのノウハウを地域福祉計画の策定に活かしていくことが期待されます。

さらに、NPOやボランティア、民生委員・児童委員、隣保館についても、その役割に基づき、計画の策定に参加していくことが期待されています。

(2) 地域福祉圏域の設定

包括的な支援体制の整備は「住民に身近な圏域」（住民の生活に即した地区）においての実施が求められます。これは、地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議し、決めていく過程が必要です。

また、地域福祉計画の策定は、人口及び面積等が小規模な市町村においては、複数の市町村が合同して進めることも考えられます。

(3) 計画推進の期間と公表

概ね5年とし3年で見直すことが適当です。計画の実施状況を毎年定期的に点検することとし、「計画評価委員会」のような、評価体制を確保することが必要です。

また、策定後速やかにHP等でその内容を公表することが必要です。

(4) 地域福祉計画と他の福祉関係計画との関係

高齢者、障害者、児童等対象別の福祉計画との整合性及び連携が求められます。